

(総則)

第1条 乙は、別紙の仕様書、見本等（以下「仕様書等」という。）に基づき、表記の契約金額をもって、表記の印刷製本（以下「印刷等」という。）を行い、表記の納入期限内に、表記の納入場所において甲に納入しなければならない。

2 乙は、仕様書等に明示されていない事項であっても、印刷等を行ううえにおいて当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で行うものとする。

(見本の承認)

第2条 仕様書の定めるところにより、見本を甲に提出し承認を求める必要がある場合においては、乙は、当該見本について、甲の承認を得た後でなければ印刷等に着手してはならない。

(原稿の交付等)

第3条 甲は、原稿及び見本（以下「原稿等」という。）を契約確定後直ちに乙に交付するものとする。ただし、仕様書において交付する時期を別に定めたときは、この限りではない。

2 乙は、甲から交付された原稿等について、滅失及びき損等の事故を生じないよう善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

3 乙は、甲から交付された原稿等を、印刷物の納入と同時に返還しなければならない。

(材料の支給等)

第4条 印刷等のために使用する材料の全部又は一部を甲から乙に支給する場合における品目、数量、材質並びに引渡しの期日、場所及びその他必要な事項については、仕様書に定めるところによる。

2 乙は、引き渡しを受けた材料のうち不用となったものがあるときは、速やかに仕様書に定められた場所において甲に返還しなければならない。

3 乙は、引き渡しを受けた材料を善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

(損害賠償)

第5条 乙は、第3条第1項の規定により交付された原稿等又は前条第1項の規定により支給された材料を滅失又はき損したときは、これにより生じた甲の損害を賠償するものとする。ただし、滅失又はき損が甲の故意又は過失その他甲の責に帰する理由により生じた場合、又は天災事変その他避けることのできない非常災害による場合は、この限りでない。

(使用材料の品質等)

第6条 乙は、印刷等のために使用する材料のうち、乙において調達するものの品質及び銘柄等が仕様書に明示されていないときは、それぞれ中等以上のものを使用しなければならない。

(監督)

第7条 甲は、必要があるときは、甲の職員をして立ち会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

(供給完了書の提出等)

第8条 乙は、印刷物を納入するときは、甲の定める供給完了書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、印刷物を納入するときは、あらかじめ指定された期限に従い分割して納入する場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、甲においてやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

3 乙は、いったん甲に納入した印刷物を、その承諾を得ないで持ち出すことができない。

(検査)

第9条 甲は、前条第1項の規定により乙から供給完了書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に甲の職員をして検査を行わせるものとする。

2 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 第1項の検査に直接必要な費用及び検査のため変質変形又は消耗き損した印刷物に係る損失は、すべて乙の負担とする。

5 甲は、第1項の検査について、印刷物の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判定する方法によることができる。

(手直し又は引換え)

第10条 乙は、納入した印刷物の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは速やかにその不合格となった印刷物を引き取ったうえ手直し又は引換えにより、仕様書等に適合した印刷物を納入しなければならない。

2 前項の場合において甲は1回に限り、手直し又は引換えのための期間として相当日数を指定することがある。

3 乙は、第1項の規定により手直し又は引換えが完了したときは、その印刷物を納入場所において甲に納入するとともに、第8条第1項に定める納品書を甲に提出しなければならない。

(手直し等に係る検査)

第11条 甲は、前条第3項の規定により乙から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 第9条の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

第12条 甲は、第9条第1項又は前条第1項の検査（以下「検査」と総称する。）に合格しなかった印刷物について、その契約不適合の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。

2 前項の規定により減額する金額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第13条 印刷物の所有権は、印刷等に使用する材料の全部又は主要な部分を甲から支給した場合を除き、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、乙から甲に移転する。

2 印刷物は、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに甲に対し引き渡されたものとする。

3 前項の規定により甲に引き渡される前に生じた印刷物についての損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、甲の負担とする。

(契約不適合責任)

第14条 乙は、印刷物の品質不良、変質、数量の不足及びその他の契約不適合について、別に定める場合を除き、所有権移転の日から1年間、その補修、引換え、補足又はこれらに代えて若しくは併わせて損害賠償の責を負うものとする。

(納入期限の延長等)

第 15 条 乙は、納入期限内に印刷物を納入することができない理由が生じたときは、速やかにその理由及び遅延日数等を詳記して、甲に納入期限の延長を願い出なければならない。

2 前項の願出は、期限内にしなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。

第 16 条 前条の規定による願出があった場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延長を認めるものとする。

第 17 条 第 15 条の規定による願出があった場合において、その理由が乙の責に帰するものであるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して、相当と認める日数の延長を認めることがある。

2 前項の遅延違約金は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づき財務大臣が定める率（以下「法定率」という。）と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の率とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 第 8 条第 2 項ただし書の規定により印刷物の一部が納入され、又は印刷物の一部について検査に合格し、かつ、甲において分割して納入された部分又は検査に合格した部分のみによって使用することができるものと認めた場合において第 1 項の規定により遅延違約金を徴収するときは、当該遅延違約金は、契約金額から納入部分又は合格部分の金額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第 10 条第 2 項の規定により手直し又は引換えの期間を指定した場合において当該手直し又は引換えに係る印刷物が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該印刷物に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

5 第 12 条の規定により減価採用した場合において当該減価採用に係る印刷物が納入期限後に納入されたものであるときは、当該印刷物に係る遅延違約金は、減価採用額を基礎として計算する。

6 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約内容の変更等）

第 18 条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は印刷等を中止させることができる。

（事情変更による契約内容の変更）

第 19 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議のうえ、契約金額、納入期限及びその他の契約内容を変更することができる。

（契約金額の増減に伴う契約保証金の変更）

第 20 条 前 2 条の規定により契約内容を変更する場合において契約金額に増減を生じるときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させ、又は返還する。

（協議解除）

第 21 条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

（甲の催告による解除権）

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 乙が納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 前号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 23 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第 38 条の規定に違反し、請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的を達成することができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の目的達成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 千代田区契約事務規則第 4 条及び第 5 条の規定に該当するとき。
- (7) 乙又はその代理人がこの契約事項に違反したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 24 条 第 22 条及び前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除の場合における既納印刷物の取扱い)

第 25 条 第 22 条及び第 23 条の規定により契約が解除された場合において既に納入された印刷物（以下「既納印刷物」という。）があるときは、甲は、必要と認める既納印刷物の全部又は一部をその所有とすることができる。

- 2 前項の規定により甲の所有とした既納印刷物の代価については、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 乙は、第 1 項の規定により甲の所有とした既納印刷物以外のものを、甲の指示する期間内に、乙の負担において引き取らなければならない。

(暴力団等排除)

第 26 条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は直ちに契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である場合又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が自己、自社若しくは第三者の利益を図るため、又は、第三者に損害を加えるため暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び前号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請契約、資材・原材料の購入契約、その他の契約にあたり、その契約相手方が前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

- (6) 千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成 23 年 8 月 26 日 23 千政契担発第 71 号。以下「要綱」という。）第 4 条に基づく勧告を受けた日から 1 年以内に再度勧告を受けたとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 2 第 1 項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じて、甲は一切賠償の責めを負わない。
- 3 乙は、この契約の履行にあたり要綱第 3 条に基づく入札参加除外を受けている者にこの契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ又は委託を行ってはならない。また、乙は、この契約の下請負をし又は受託をした者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除をしなければならない。
- 4 第 1 項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の有無について情報の交換を行うことができる。
- 5 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等又はその関係者から履行妨害又は下請参入の要求等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行わなければならない。また、乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行うよう指導しなければならない。これらを怠った場合には、甲は乙を指名停止とすることができる。
- 6 乙は、前項の規定による通報及び届出により、甲が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

（乙の催告による解除権）

第 27 条 乙は、甲がこの契約内容に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第 28 条 乙は第 18 条の中止期間が引続き 3 月以上に及ぶとき又は契約後 3 月を経過しても着手下命のないときは直ちにこの契約を解除することができるものとする。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 29 条 第 27 条及び前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（甲の損害賠償請求等）

第 30 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 契約期間内に目的を達成することができないとき。

(2) 第 26 条の規定により、この契約が解除されたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 22 条又は第 23 条の規定により契約の目的の達成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 契約の目的の達成前に、乙がその債務の履行を拒否し、または乙の責めに帰すべき事由によって乙

の債務について履行不能となったとき。

3 前2項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前2項の規定は適用しない。

4 第2項の場合（第23条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

5 前項の場合であって、乙が契約保証金の納付をしていないときは契約金額の10分の1相当額を、又は納付した契約保証金の額が契約金額の10分の1に充たないときは、その不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

（乙の損害賠償請求等）

第31条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（1）第27条又は第28条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（代金の支払）

第32条 乙は、印刷物を完納（あらかじめ指定された期限に従い分割して納入した場合を含む。）し、かつ、甲の検査に合格した後又は第12条第2項の協議が成立した後でなければ代金を請求することができない。

2 乙は、甲の定める手続に従って、書面により代金を請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。

4 甲は、契約金額の支払が期限内に終了しないときは、期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、支払金額につき、法定率と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の率とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

第33条 乙は、第25条第1項の規定により甲の所有とした既納印刷物の代金を、同条第3項に定める既納印刷物の引取り後でなければ請求することができない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の請求に基づき支払を行う場合について準用する。

（契約保証金の返還等）

第34条 甲は、乙の請求に基づき、契約保証金の全部又は一部を代金の支払の時に返還する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条及び第23条各号の規定により契約が解除された場合において返還すべき契約保証金があるときは甲は、乙の請求に基づきその請求があった日から起算して30日以内に返還する。ただし、乙は、第25条第3項に定める既納印刷物の引取りの義務を履行しないときは、その履行が完了するまで契約保証金の返還を甲に請求することができない。

3 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

（契約保証金の納付が免除されている場合の特則）

第 35 条 乙が契約保証金の納付を免除されている場合において、第 22 条及び第 23 条各号の規定により契約が解除されたときは、その解除が乙からの正当な理由に基づく願い出による場合を除き、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額（第 25 条第 1 項の規定により既納印刷物の全部又は一部を甲の所有とした場合にあっては契約金額から既納印刷物の代価を控除した額の 100 分の 10 に相当する額）を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合の特則）

第 36 条 第 20 条及び第 34 条の規定は、契約保証金の納付に代えて担保が提供されている場合について準用する。この場合において、「契約保証金」とあるのは「契約保証金の納付に代えて提供された担保」と読み替えるものとする。

（相殺）

第 37 条 甲は、この契約において乙から取得する金額があるときは、乙に支払うべき代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

（権利の譲渡等）

第 38 条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し承継させ、又は担保に供することができない。ただし甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（下請負等の禁止）

第 39 条 乙は、この契約について印刷等を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（秘密の保持）

第 40 条 乙は、この契約の履行に際し知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、仕様書の定めるところにより、印刷物の原版及び印刷損紙等を甲に引き渡し、又は甲の立会いのもとに処分しなければならない。

（電子契約の効力）

第 41 条 電子契約において契約を締結する場合は、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約締結日から効力を有するものとする。

（補則）

第 42 条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。